

令和6年郡山市ハタチのつどい企画運営業務に係る  
公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

- (1) 目的 大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする20歳の青年を祝い励ますとともに、互いに祝福しあい、これまで育ててくれた親や友人、地域、恩師等へ感謝し、夢と希望を語り合う集いの場として「郡山市ハタチのつどい」を開催する。
- (2) 業務名 令和6年郡山市ハタチのつどい企画運営業務
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 業務期間 契約締結の日から令和6年1月31日まで
- (5) 提案上限金額 ¥6,571,400円（消費税及び地方消費税を含む。）
- ※この金額は予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。
- ※上記金額を超えた提案は失格とする。

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成13年4月24日制定）、郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定）及び郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定）に基づく指名停止期間中のものでないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終了又は再生手続終了の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (4) 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- (5) 過去に国又は地方公共団体と同種又は同規模の契約を締結し、これを全て誠実に履行した実績を有すること。

### 3 スケジュール

公告	令和5年7月28日(金)
質問受付締切	令和5年8月2日(水) 17時15分まで
質問回答	令和5年8月7日(月)
申込書等受付締切	令和5年8月15日(火) 17時15分まで
資格審査結果通知	令和5年8月21日(月)(予定)
プレゼンテーション	令和5年8月25日(金)(予定)
結果通知	令和5年8月下旬(予定)
見積徴取及び契約締結	令和5年9月上旬(予定)

### 4 参加手続等

#### (1) 実施要領及び仕様書並びに所定様式の配布

##### ア 公開期間

公告の日から令和5年8月15日(火)17時15分まで

##### イ 公開場所

郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。

「郡山市ウェブサイト—入札・契約ポータルサイト—入札情報—その他の業務」

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/keiyakuportal/51400.html>

なお、郵送による配布は行わないものとする。

### 5 質問の受付及び回答

(1) 提出期限：令和5年8月2日(水) 17時15分まで(必着)

(2) 提出方法：質問回答書(様式5)を電子メールで生涯学習課に提出し、必ず電話で到達確認をすること。

(3) 回答日：令和5年8月7日(月)

(4) 回答方法：質問者に対して電子メールにて回答する。

なお、質問要旨及び回答内容を郡山市ウェブサイトに掲載する。

(社名非公表)

### 6 参加申込書等の作成及び提出

#### (1) 提出書類

ア プロポーザル参加申込書(様式1)

イ 業務実績表(様式2)

過去に本業務と同種又は同規模の業務を行った主な実績について、発注者、実施年度、業務の概要等を記載すること。

ウ 法人概要書(任意様式)(パンフレット可)

エ 印鑑証明書

オ 履歴事項全部証明書（法人のみ）

※発行日から3か月以内で、最新の登録事項を確認できるもの。

カ 納税証明書

国税 様式その3の3（法人）又は様式その3の2（個人）

市税 直近1年分の法人市民税（法人）又は住民税（個人）

キ 委任状（様式4）

※支店、営業所等で申請を行う場合のみ、提出が必要。

ク 企画提案書

※詳細は7（1）アを参照。

ケ 業務実施体制（様式3）

本業務を受注するに当たっての業務責任者、各メンバーの本業務における役割等を記載すること。

(2) 提出期限 令和5年8月15日（火） 17時15分まで

(3) 提出方法 郵送又は持参にて「12 担当部局」宛て提出

※郵送の場合は、書留等の発送・配達を確認できる方法によることとし、提出期限までに到達したものを有効とする。ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。

持参の場合は、郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く8時30分から17時15分までの受付とする。

## 7 企画提案書等の作成及び記載上の留意事項

提案参加者は、次に掲げる書類を11部（正本1部＋副本10部）提出すること。

### (1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式） ※提案は、1社につき1案とする。

企画提案書の内容については下記の内容を含めて記載すること。

① 企画のポイント

② 企画委員の募集及び企画委員会の運営方法

③ 前日、当日のスケジュール（プログラムや予定表）

④ 式典の演出の詳細

⑤ 会場レイアウトや会場設備について（会場の演出も含む）

⑥ 会場警備や誘導の方法（配置等を図面で把握できるようにする）

⑦ 新型コロナウイルス感染対策（当日及びオンラインとなった場合の代替案等）

イ 業務実施体制（様式3）

本業務を受注するに当たっての業務責任者、各メンバーの本業務における役割等を記載すること。

ウ 参考見積書（任意様式）

経費内訳については、本業務を実施するために必要な経費（消費税等含む。）を記載することとし、できるだけ具体的に記載すること。

(2) 提出書類の留意事項

ア 書類サイズは原則 A4 判とするが、必要に応じて A3 判（折り込むようにすること）も可とする。

イ 専門用語や略語等には注釈を付すなど、一読して理解しやすいものとする。

ウ 提出書類の副本からは、応募者名（従事予定者名は除く。）が判別・特定できないようにすることとし、応募者名が記載されている場合は、事務局で当該部分を抹消する。

※正本（1部）については、押印不要とする。

8 審査方法

(1) 資格審査

「2 参加資格」の事項を満たす者が審査する。結果については、令和5年8月18日（金）までに書面により通知する。

(2) 発注者は、プロポーザルについて企画提案書等の審査等を行うため、令和6年郡山市ハタチのつどい企画運營業務委託に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(3) プレゼンテーション

実施日：令和5年8月25日（金）（予定）

※開始時間等については、書面で通知する。

提出された企画提案書等についてプレゼンテーションを実施し、最も優れている企画提案者を決定する。方法としては、1社ずつ会議室に入室し、各社20分以内で令和6年郡山市ハタチのつどい企画運營業務委託に係るプロポーザル選定委員会に対し企画提案書に基づき説明及び質疑応答を行う。結果については、書面により通知する。

## 9 選定基準

提出された提案書等について、下記の事項に基づき選定委員が採点を行い、最も評価の高い者を契約候補者、次に評価の高い者を次順位者として決定する。

審査項目		審査ポイント	配点
実施体制	① 業務実施体制	・業務を実施できる人員、技術力が確保されているか。 ・要望等に柔軟に対応できるか。	10点
		・警備、誘導に計画性があるか。 ・会場内外における迷惑行為に対する具体的な対策が講じられているか。	10点
企画提案内容	② 提案内容の的確性	・本市の現状、業務目的を正しく理解し、その実現に有効な方針が示されているか。 ・事業を効果的・効率的に実現するための提案がされているか。	10点
	③ 提案内容の充実度	・参加者の興味を惹きつける企画内容か。 ・会場に来られない方も楽しめる企画内容か。	10点
	④ 提案内容の実現性	・実施にあたり無理のない計画で、円滑な業務履行が可能か。 ・企画委員の募集・運営が具体的で実現性があるか。	10点
合計			50点

※評価点の総合点が満点の 50%未満の場合は不採用とし、再度公募を行うものとする。

次順位者においても、同様の取扱いとする。

※提案参加者が1者のみであった場合でも、提出された企画提案書等により、発注者が求める目的に沿ったものであると判断した場合には、本プロポーザル実施要領により、契約手続きを進めるものとする。

## 10 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

## 11 契約の締結

- (1) 提出された企画提案書等について選定委員会で審査し、最も優れている企画提案者を契約候補者として、随意契約の手続きを行う。  
なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。
- (2) 契約候補者の特定から契約締結までに「10 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。(契約締結までに指名停止になる等)
- (3) 契約保証金については、免除とする。
- (4) 契約書の作成を要する。
- (5) 委託料の支払いについては、発注者は、業務完了後に行う検査合格の後、受注者が提出する適正な請求書を受領した日から 30 日以内に行うものとする。
- (6) 発注者は、本業務の委託候補者決定後、提出された企画提案書を委託候補者と協議するとともに、委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して随意契約を締結する。  
ただし、委託候補者が、契約締結までに指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合は契約を締結しないものとし、この場合、審査において次点であった提案参加者と改めて協議を行うものとする。

## 12 担当部局

〒963-8601 郡山市朝日一丁目 23 番 7 号  
郡山市教育委員会教育総務部生涯学習課支援係  
電話番号：024-924-2441  
F A X 番号：024-935-7834  
E-mail：[gakusyu-sien@city.koriyama.lg.jp](mailto:gakusyu-sien@city.koriyama.lg.jp)

## 13 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類は返却せず、著作権は参加申込者に帰属することとするが、提案内容の審査等、本業務上必要な場合に限り、発注者はその写しを使用できるものとする。
- (4) 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に関する費用は、参加申込者の負担とする。
- (6) 本プロポーザル実施に関する審査結果については、市ウェブサイトに掲載する。